

2016年2月8日

社会保障審議会年金部会  
部会長 神野 直彦 様

社会保障審議会 年金部会委員  
宮本 礼一  
平川 則男

GPIF改革に係る議論の整理（案）に関し、専ら被保険者の利益のために年金積立金の管理運用を行う観点から、下記の意見を提出いたします。

## 記

### 1. GPIFのガバナンスの在り方について

- (1) GPIFのガバナンス体制については、先送りすることなく、早急に改革を行うべきである。
- (2) 運用組織の見直しにあたっては、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部である以上、被保険者の代表の意思が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべきである。
- (3) 経営委員会の構成員には、拠出者の代表を複数入れ、過半数を労使が占めることとすべきである。
- (4) 経営委員会の構成員の選任については、拠出者である労使がすべての構成員の選任に関与できるようにすべきである。
- (5) 経営委員については、常勤・非常勤にかかわらず、利益相反を禁止し、守秘義務を徹底すべきである。
- (6) 監査委員会以外の委員会の設置については、経営委員会の存在そのものが形骸化されかねないため、認めるべきではない。
- (7) 保険料拠出者に対する説明責任を果たすため、GPIFは情報開示を強化し透明性を確保すべきである。

### 2. GPIFの運用の在り方について

- (1) 運用については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実に運用し、市場その他の民間活動に与える影響に留意すべきであり、厚生年金保険法、年金積立金管理運用独立行政法人法等の趣旨を堅持し、尊重すべきである。
- (2) GPIFが直接株式を保有することは、国による民間企業支配につながることや、市場における価格形成や投資行動への歪みが生じる懸念が払拭できない。このため、株式のインハウス運用（パッシブ／アクティブ）を認めることはできない。
- (3) オルタナティブ資産への直接投資は、労働問題や環境問題を含め、外交問題にもなり得る懸念があり、行うべきではない。
- (4) デリバティブについては、この手法を使ったハイリスクハイリターン運用の推進が懸念されるため、投機目的での利用が完全に排除できない限り認められない。

以上